

## さぬき市議会手話通訳実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障害者等にかれた議会を実現することを目的とする。

### (手話通訳の実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、公開される本会議及び委員会とする。

### (手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望する者とする。

### (手話通訳の申込み)

第4条 手話通訳による会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として、傍聴しようとする会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の8日前（その日が市の休日に当たるときは、その前日）までに、手話通訳申込書兼変更・取消届出書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

### (手話通訳の変更又は取消し)

第5条 傍聴希望者は、申込みの内容を変更する、又は申込みを取り消す場合は、原則として、傍聴予定日の前日（その日が市の休日に当たるときは、その前日）までに、手話通訳申込書兼変更・取消届出書に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

### (手話通訳者の配置)

第6条 議長は、第4条の規定による申込みを受理した場合は、手話通訳に必要な者を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により手話通訳に必要な者を配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、本会議及び委員会の傍聴に関しては、さぬき市議会傍聴規則及びさぬき市議会委員会傍聴規則の規定の例によるものとする。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第4条・第5条関係）

|                                                              |                    |  |
|--------------------------------------------------------------|--------------------|--|
| 手話通訳申込書兼変更・取消届出書                                             |                    |  |
| 年 月 日                                                        |                    |  |
| さぬき市議会議長 殿                                                   |                    |  |
| 申込者 住 所                                                      |                    |  |
| (届出者) 団体名                                                    |                    |  |
| 氏 名                                                          |                    |  |
| ※団体にあつては、その事務所等の所在地、名称及び代表者氏名                                |                    |  |
| 手話通訳の実施について、さぬき市議会手話通訳実施規程第4条（第5条）の規定により、次のとおり申し込みます（届け出ます）。 |                    |  |
| 傍 聴 予 定 日 時                                                  | 年 月 日<br>時 分 ～ 時 分 |  |
| 傍 聴 予 定 会 議                                                  | 本会議 ・ _____ 委員会    |  |
| 傍 聴 予 定 人 数                                                  | 人                  |  |
| 連 絡 方 法<br>(いずれかを記入してください)                                   | F A X              |  |
|                                                              | E メール              |  |
|                                                              | T E L              |  |
| 変 更 ・ 取 消 理 由                                                |                    |  |

【提出にあたって】

- ・傍聴予定日の8日前（土・日・祝日を除く）までに提出してください。
- ・郵送、ファックス、Eメールによる申込みも可能です。
- ・手話通訳者の確保の可否については、判明次第、速やかに連絡します。

※申込内容の変更又は取消しを行う場合は、速やかに下記提出先までご連絡ください。

【提出先】

さぬき市議会事務局 議事課